

36. 東郷町

東郷町

平成20年9月 日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

愛知県愛知郡東郷町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について(回答)

【陳情内容】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

介護保険法及び高齢者保健福祉計画に基づき、「高齢者の健康な暮らしと利用しやすいシステム」を基本理念に掲げ、「生きがいをもって生活のできる環境づくり」、「自立した生活ができる環境づくり」、「人にやさしい環境づくり」、「安心して生活することのできる環境づくり」の重点施策を展開しています。(長寿介護課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

介護保険料の額は、現在、第4期の介護保険計画を策定中でありますので、現段階では、額は未定です。(長寿介護課)

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

第1号被保険者の保険料は、所得状況に応じた段階設定を行い、所得段階に応じた保険料の負担になっていますので、町単独の減免は考えておりません。

現行の制度では、第1段階(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税)と第2段階、第3段階(町民税世帯非課税)の方について、保険料の軽減がされております。

平成18年度から第2段階の方を細分化して、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方を第1段階の方と同様に50%軽減しています。(長寿介護課)

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

利用料についても所得段階に応じて、所得の低い方には負担限度額を設定しておりますので、町独自の減免制度は考えておりません。(長寿介護課)

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

介護保険法に基づいた各種サービスを行っておりますので、町独自のサービスは考えておりません。(長寿介護課)

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

介護サービスの基盤整備については、本町の介護保険事業計画に基づき取り組んでいるところであり、平成18年4月には介護老人福祉施設(入所80名、短期入所20名、通所介護20名)が、平成18年11月にはケアハウス(特定施設入所者生活介護50名)が開所しました。

なお、現在第4期の介護保険の計画を策定中ですので、計画が決まり次第、計画に基づき基盤整備を行います。(長寿介護課)

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護は民間事業者によって運営されているものでありますから、町が財政的に支援することは考えておりません。(長寿介護課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

配食サービスは介護予防の観点から制度自体を見直し、平成20年度より、配食回数を週6回に変更しました。給食を宅配するだけではなく、利用者宅を必要に応じ、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防の指導も実施しています。

また、閉じこもり予防の会食会は、東郷町社会福祉協議会(花見会、もちつき会)、和合ヶ丘地区和話の会(月1回)、御岳地区菜の花(月2回)、農協茶話会6地区(月1回)など、地域活動として色々な団体が実施しており、町としても地域包括支援センターの職員が、老人クラブの地区へ出向き、出前講座として介護予防の普及啓発・相談等を行っています。(長寿介護課)

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

地域で生活できるための介護予防事業については、いこまい館、町民会館、地区の集会所やコミュニティセンターなどを活用して、参加しやすいように内容を工夫して実施していくと考えていますが、介護予防事業は、地域支援事業に位置づけられており、すべてを一般財源で実施することは考えておりません。

また、高齢者の集まりの場所への援助については、諸輪住宅地区において「モデル事業思い出の語り場づくり」として、月に1回集会所で行っており、助成金はありませんが、傷害保険に加入しております。さらに、町の社会福祉協議会は「いきいきサロン事業」として助成しています。なお、高齢者(65歳以上)が巡回バスを利用する場合は、無料となっています。(長寿介護課)

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者は、介護の手間のかかり具合によって要介護度が認定されており、要介護度と障害の程度とは異なる尺度であります。

したがいまして、要介護度をもって一律に障害者に準ずるものではなく、個別に障害の程度を判定する必要がありますので、「障害者控除対象者認定書」を全対象者に送付することはできません。なお、平成18年12月に要介護認定者に対して個別に文書にて制度の再周知を行っております。

「障害者控除認定書」を交付した方については、障害事由の変更・消滅がなければ、翌年度以降引き続き障害者控除の対象であることは認定書の交付時に説明しております。ただし、確定申告時の混乱を防ぐため、認定書の写しを提示していただくようにお願いしております。(長寿介護課)

「障害者控除」に携わる税務課としての見解としては、地方税法施行令第7条第1項第7号の規定に基づき、『市町村長の認定を受けている者』を対象者としている。(税務課)

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

後期高齢者福祉医療費給付制度として、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度とリンクして行っておりますので、愛知県広域連合の助成基準で実施すべきものと考えております。(保険年金課)

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

後期高齢者医療制度の諸々の規程については愛知県後期高齢者広域連合において検討され、減免制度や保険証の取り扱い基準も規定されておりますのでそれに従って行うものと考えております。(保険年金課)

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

愛知県の考え方についてもそって行うものと考えております。(保険年金課)

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

本町においては、もともと、国保においてもそのような制度はございません。(保険年金課)

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

子ども医療費助成制度の拡大については、本町の財政状況をみながら検討してまいります。(保険年金課)

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

妊娠婦検診は、従来、1人につき2回で実施してきましたが、平成20年度から本町独自の施策で回数を10回に増やしました。(健康交流課)

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

国保財政は、景気低迷や医療費増額により極めて厳しい状況が続いているため、一般会計から多額な繰入金で事業を運営しているところです。

保険制度の相互扶助の精神や受益者負担の原則の中で、円滑な事業運営を図るために、繰入金との調整の中で被保険者の負担を勘案しながら、保険税の改定も検討しなければならないと考えております。

また、減免制度の拡充のことではありますが、この減免措置については現行の規則の中で減免の基準表を策定し、それに基づき対応しておりますが、これを拡大する考えはございません。(保険年金課)

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

現在のところ、就学前の子どもについて、均等割を賦課しないという考えはありません。今後の取り扱いについては、近隣市町村の状況も参考にしながら検討していきたいと考えております。(保険年金課)

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

現在のところ、前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対して減免をするという考えはありません。今後の取り扱いについては、近隣市町村の状況も参考にしながら検討していきたいと考えております。(保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在のところ、所得激減による減免要件は、前年所得が300万円以下の者です。これを1,000万円以下にするという考えはありません。(保険年金課)

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

資格証明書の交付件数は、現在ありません。すべての方が何らかの医療保険の被保険者となっている制度上、滞納者に対して必要な指導・無理のない措置を行うことはやむを得ないと考えます。

なお、短期保険証の交付は、納税相談・納税指導等に有効であり3ヶ月単位で更新し、世帯の状況把握に努めています。(保険年金課)

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

加入者の生活実態を把握して対応してまいります。(保険年金課)

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

年度当初においては、一定の基準にあてはまる年金受給者は、すべて年金天引きとなっていましたが、20年6月12日付け政府見解により、過去2カ年において国保税の滞納がない者については、申し出により年金天引きを中止し、口座振替に切り替えることができるようになりました。(保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

国保法第44条の一部負担金の減免制度の規定は、地域の特殊事情や被保険者の生活実態等に即して、適正に実施されるものであるとされており、大規模災害による被害や地場産業的な事業の休廃止等に伴う収入の著しい減少に限定された規定と考えております。

今後の取り扱いについては、近隣市町村の状況も参考にしながら検討していくたいと考えております。(保険年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

資産用件を撤廃する考えはありません。市町村民税非課税世帯に障害者生活支援福祉給付金により町独自の負担軽減策を実施しています。(福祉課)

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

補装具、日常生活用具は町独自の負担軽減策を講じる考えはありません。地域生活支援事業(第2号事業)は月額負担上限額の設定、障害者生活支援福祉給付金により町独自の負担軽減策を実施しています。(福祉課)

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

障害者団体、事業関係者等とヒアリングを実施します。また、パブリックコメントも実施し、実態に即した計画策定をします。(福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

がん検診、歯周疾患検診のいずれも自己負担金を無料にする考えはありません。がん検診については、集団検診が9月から10月、個別医療機関委託が8月から12月末まで又、歯周疾患検診については、個別医療機関委託で8月から12月末まで実施しています。(健康交流課)

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

健診時に、40・50・60・70歳を対象に実施しています。自己負担金は、70歳は無料で40・50・60歳は400円で実施しています。(健康交流課)

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

地方税の年金天引きについては、地方税法の一部改正が先の国会において可決成立し、平成21年10月から実施となりました。これを受け、本町においても6月議会において東郷町税条例の一部改正を上程し、可決成立しております。(税務課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

年金制度の安定的な運営に向けて、国で審議され制度改正が行われたものと考えております。(保険年金課)

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

医療制度改革の一つとして国で審議され創設された制度であると考えております。(保険年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

国庫負担分(調整交付金)の5%を国の負担分(25%)の外枠として、要望書を提出しています。また、介護報酬の増額についても要望しています。(長寿介護課)

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

子ども医療費の就学前までの医療費助成制度については20年度より実施されております。また、子ども医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額措置については、以前から何度も町村会等から要望されております。(保険年金課)

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

このような大きな問題は、町村会を通じて実施すべきものと考えます。(税務課)

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

社会保障費削減及び医療費抑制策は、国の施策として実施しているものでありさらに審議していくものと考えております。(保険年金課・人事秘書課)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

これらの制度については、愛知県において、現状の財政力等を踏まえて十分な検討がなされたものと考えております。(保険年金課)

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

全国統一のルールであり、意見書・要望書を提出する考えはありませんが、町独自の軽減措置として非課税世帯に関しては、障害者生活支援給付金の支給により利用者負担を半額としています。また、就労継続支援などの就労サービス利用者に関しても課税状況に係わらず町独自の軽減措置を講じています。(福祉課)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

後期高齢者医療の実施主体であります愛知県後期高齢者医療広域連合で検討すべきものと考えております(保険年金課)

以上